

千葉県告示第169号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、及び第115条の45の第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、及び指定事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条、第78条の11及び第85条並びに千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

令和3年3月18日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木達也

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社四葉	らるご桜木	千葉県千葉市若葉区 桜木 7-7-40	訪問介護 訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和3年 2月28日
株式会社フィールドア	ケアマネジメントステーションきらら	千葉県千葉市緑区土 気町 1595-1	居宅介護支援	令和3年 2月28日
京葉興業株式会社	ポピンズ京葉デイサービスいちかわ	千葉県市川市市川南 1-1-1 ザ・タワーズイースト 212	地域密着型通所介護	平成29年 3月31日
有限会社トータル・ケア・システム	リハビリ専門デイサービスメディカルLabo君津	千葉県君津市南子安 6-21-6	地域密着型通所介護	平成31年 1月1日
パートナー株式会社	デイサービス次郎	千葉県松戸市六高台 8-53-2	地域密着型通所介護	平成28年 7月1日